

九条の樹 67号

2017年6月発行

東久留米「九条の会」ニュース

発行：東久留米「九条の会」

連絡先：Tel 042-473-9489（鈴木）

ホームページ：<http://higashikurume-9.net>

メール：higashikurume9@jcom.home.ne.jp



- ◎ 日本国憲法 第9条
- ◎ ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
 - ◎ ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
 - ◎ 国の交戦権は、これを認めない。



「共謀罪」NO! 響く マロニエの街路に

5月27日、「戦争はいや！共謀罪反対」市民パレードが行われました。主催は「戦争はいや！声をあげよう実行委員会」。



共謀罪法案は、野党からの質問に、答弁とは言えないようなお粗末な答弁を繰り返した末に強行採決され、衆議院を通過してしまいました。パレードに先立ち行われた集会では、「未来をひらく歴史講座」の塚田勲さんが、15分ほど共謀罪について解説しました。すでに法案を先取りするかのようには、イスラ

ム教徒のほとんどの人たちを監視しているということや、内心の自由に反し、憲法違反であること、一般人とはどういう人のことをいうのか、「たぶんここに来ている方たちは、一般人とは言えないでしょうね」と。

その後に野党市議、市民からの訴えがありました。参加者は、150人。「憲法守れ、9条守れ」「戦争する国絶対反対」「共謀罪はゼツタイ反対」とマロニエの街路にコールが響きました。

5・3 憲法集会

5月3日、有明・東京臨海防災公園で開催された憲法集会。参加者は5万5千人と発表、東久留米からも50人以上が参加しました。



◆ミニ学習会

新学習指導要領 で政府言いなり の人づくり

東久留米「九条の会」世話人会で、学校教育の今とこれからについて、退職された先生を囲んで学習・懇談しました。

2006年、第1次安倍内閣の教育基本法改悪以来、教育への圧力と統制が強められてきました。第2次安倍内閣の下で2020年度から実施の新学習指導要領は、改悪された教育基本法に書かれた目標の内容が具体化されています。指導や評価の仕方など細かく教員、学校に指示し、人格の完成をめざす教育ではなく、経済発展と国家政策を遂行する資質・能力を育てるのが目標となっています。これに沿って教科書が検定され、首長の権限が強化された教育委員会が教育振興計画を作成。学

力向上も数値目標化し学校に下ろされます。学校では、計画↓実行↓点検↓改善で目標達成を競わせ、教員の給与に格差をつけるなど、学習指導要領の内容を徹底させ、緻密に教育・授業の自身がコントロールされることとなります。

東京では石原都政の下で先行して教育現場への締め付けが行われ、教員はこうした統制の下で教員同士の討論の時間は取れない状況に置かれています。この状況下での道徳と英語の教科化が子どもたちの心身の発達と教育現場に大変な困難をもたらしかねません。

道徳と英語の教科化で評価に追われる学校生活に

—毎日6時間、ときには7時間授業—

2018年度から小学校で、19年度から中学校で道徳が教科となり、検定教科書を使った授業が行われます。教科書検定では、国が学ぶべきものとして定めた学習指導要領に則しているかをチェックします。社会、算

数、理科など普通の教科では、それぞれの学問の積み重ねが根拠となりますが、道徳では、国が指定した20余の「徳目」がよりどころです。教科内容は政府の恣意的なものを教え込むことになります。学習を通して身に着けた「判断力」や「心情」「意欲」「態度」という人間の内面に関わることが評価の対象になるのです。

また、英語授業が2020年度からの本格実施にむけ早期・強化されます。来年度から3、4年生は年間24単位。5、6年生は51単位。2019年度は3、4年生が35単位。5、6年生は70単位に増えます。授業時数が増え毎日6時間授業、時には7時間授業にもなりかねないので、教える教員の研修、養成も不十分なうえ、多忙化に拍車がかかり、子ども、教員にとって息苦しいつらい学校生活になるのでは？憲法が求める人格の完成をめざす学校づくりに、地域、保護者、教員のつながりを工夫して作っていくことが求められていると強く感じました。

◆九条の会・国民救援会共催 学習会

講師 塚田勲さん

「共謀罪と は何か？」

5月21日九条の会学習会が開催され、塚田勲さんから共謀罪について解説していただきました。要旨を2回に分けて掲載します。

日本では犯罪が減っています。日本の刑法は実行犯を対象としています。世界の近代刑法の原則です。今回の法律は、やってもいない共謀の段階で捕まえてもいいという法律です。それをなぜそんなに急ぐのか。三回提案されて三回廃案になっている。刑法の学者たちが驚きあきれいています。

共謀法の目的は？

政府の理屈もあやふやです。「テロ対策だ」と言っていますが、

テロ対策の条約は13本も結んでいます。日本では大きなテロはサリン事件、その前は60年安保の時の浅沼さん暗殺事件ぐらいで、大きなテロ事件はほとんどありません。政府は、国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内法を整備するのだと説明していますが、国連は、批准するために国内法を作る必要はないと言っています。この条約はマフィア対策のものでテロとは関係ないものです。

するとこれをやるうという本当の目的は何なのか。私は安倍内閣が進めている「戦争する国づくりの一環」と考えざるを得ないと思います。安倍内閣がやってきたことを見てみると、「特定秘密保護法」、報道取材の自由を奪うものです。「国家安全保障会議法」昔の大本営です。戦争指導するもの。「刑事訴訟法改悪」「通信傍受法」などです。簡単に言えば戦争反対の市民運動が盛り上がっているからです。市民運動を監視する、分断する。そうしないと自分たちがやるうとすることができな

い、そのために押さえつけてやれという法律です。安倍内閣全体がそうですが、金田法務大臣の態度のように、議論を深めようという姿勢は初めからない。

中身です。「組織的犯罪集団が二人以上で計画し、その犯罪行為の準備行為が行われたとき」という文章です。但し書きで「実行に着手する前に自首したものは刑を軽減又は免除する」。スパイを潜入させ自首させて事前逮捕することが考えられています。

政府はしきりに一般人は関係ないと言っています。犯罪集団だと言われると、皆自分は違うと思います。では一般人とは何でしょう。

また、計画とか準備行為は何を指すのでしょうか。計画を立てそうな人をどうやって探すか。いずれにしても警察が尾行、盗聴もする、メールも読む、まじめな警察官ほど一生懸命やる。やっていない段階で捕まえるので、証拠もあまりないですから、捕まえて自白させる。そのやり方は戦前の警察の一番の

大きな問題でした。それをまたやるうというのですから、冤罪も増えます。

どういうことが起こるか、雑誌「世界」に出ていた例です。沖繩の基地反対運動の支援に行つてくると友達にメールし、飛行機の切符を手配するのが準備行為。乗ろうとする段階で威力業務妨害罪で逮捕。

二つ目の例は、実際に起こったイスラム教徒監視事件。警視庁公安部が国際テロ犯罪捜査として、日本にいるイスラム教徒9万人をはじめから調べました。レンタカー、銀行口座まで調べ、一人ひとり尾行してリストを作った。イスラム教徒はテロ予備軍とみているのです。これは裁判になっっています。

治安維持法で宗教も教育も弾圧

昔の治安維持法に似ているとよく言われています。第一次世界大戦の終わりのころ寺内内閣を倒した一番の運動が米騒動です。米騒動の後、労働運動、農民運動、婦人解放運動などが起こり、日本共産党も出来まし

た。大正デモクラシーの流れに對して政府はこれをつぶすために「過激社会主義運動取り締り法案」を出そうとしましたが、ジャーナリストや野党議員ががんばってつぶしました。3年後に「治安維持法」と名前を変えて成立させたのです。「国体の変革」「私有財産否認を目的に結社を作ったものは十年以下の懲役」と書いてあります。1928年に改定して最高刑を死刑とし、重要なのは「結社の目的遂行のためにする行為」も処罰対象としたことです。

その有名な例が哲学者の三木清です。ある日、三木の家に共産主義者らしい友人が転がり込んできました。この友人にシャツを渡したことで三木は逮捕されました。その後1941年にまた改訂され国体の変革は一切認めない、否定も認めないとなりました。否定というのは心で考えるだけで犯罪になるということ。宗教弾圧につながります。

(つづく 文責事務局)

自民党改憲草案を讀む！③

第9条（現行）

①日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

《今回は自民党改憲草案ではなく、安倍首相が突如発表した、1項2項はそのままにし、自衛隊を書き込む、という改憲案について考えます。》

安倍晋三首相は「憲法九条の1、2項を維持して、自衛隊を明記する文言を追加する」と従来の自民党案と事なる改憲案を突如提示してきました。『前条1項2項の規定は自衛隊を置くことを妨げるものではない』など、自衛隊の存在を憲法に書き込むものだと思います。すでに安倍政権は憲法解釈を大きく変更して、集団的自衛権

の行使を認めた安保法制を施行しています。さらに憲法九条に自衛隊を明文化することは、2項を死文化することに他なりません。

自民党案では国防軍と明記されていましたが、さすがにこれでは通らないと考えたあげくの、国民をだます策なのでしよう。

9条には、1項で戦争と武力による威嚇、武力の行使の放棄、2項で陸海空軍その他の戦力は保持しない、国の交戦権は認めないとはつきりと書かれています。自衛隊を付け加えるのは全く矛盾したものです。

歴代自民政権はこの九条規定を無視し、自衛隊を巨大な軍隊として増強してきました。さらに安倍政権は、九条の下で許されないとされてきた集団的自衛権の行使についても、勝手な憲法解釈により、実行可能にしました。

安倍首相も、さすがに国民の大多数が九条の変更に反対していることはわかっています。本当は2項を削除して国防軍を明

記したい所ですが、それでは通りません。苦肉の策で考え出されたのが『自衛隊の明記』です。立憲主義を破壊する安倍政権の下で、9条に自衛隊を書き込めば、どのような事態になるか火を見るより明らかです。戦争に巻き込まれる危険が増大します。自衛隊の役割、任務が止めどなく拡大していく事は避けられません。

9条2項が禁止している戦力と矛盾する自衛隊を明記すれば、2項の制約は自衛隊には及びません。事実上の軍隊として海外での無制限な軍事行動に道を開くものになります。

「1項2項に手を付けないから良いではないか」という主張は耳に入り込みやすい。しかし、これがごまかしです。

河野洋平元衆議院議長も「現実に合わせて憲法を変えるのではなく、現実を憲法に合わせる努力をしてみるのが先」と話したといえます。

日本はもとより世界の平和、国民の生命を守る、そのためにも憲法九条を守る戦いを粘り強く推し進めていくことが一番大切だと考えます。（渡辺）
（意見ご感想をお寄せください。）

《平和を考える本》

『木かげの家の小人たち』

（いぬい とみこ・作）（福音館）



小学生の達夫が、自国へ帰るイギリス人の先生から小人一家の世話を託されたのは、明治時代の末のことだった。

小人一家を生かすためには、毎日カップ一杯のミルクを与えつづけること——条件はただそれだけだった。が、時は移り、第二次世界大戦が勃発すると、達夫が戦争を批判する非国民として逮捕されて、状況は大きく変わった。

それでも、小人たちを守るために、達夫の娘がその役を受け継ぐ。自分たちの食料さえ不足しがちな戦時下、たった一杯のミルクを得るために、どれ程の努力が必要とされたか。命と約束の大切さを知る人々が、どこまで持ちこたえられるのか。

今でも十分に通用し、考えさせられる物語である。（高田）